

公益財団法人東京都農林水産振興財団

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

| 区分 | 監査の対象 | 実地監査期間 | 監査の範囲 |
|----|-------------------|-----------------------|----------------------|
| 団体 | 公益財団法人東京都農林水産振興財団 | 令和4年9月8日から 同月20日まで | 令和2年度及び令和3年度の補助対象事業等 |
| 局 | 産業労働局 | 令和4年9月7日及び 同月22日 | |

2 団体の概要

| | |
|-------|---|
| 設立の目的 | 東京都内において、農林水産業の担い手の確保・育成、経営基盤の強化、森林整備、試験研究の推進と成果の還元、農林水産資源の拡大などを通じて、食と緑に関する都民生活の向上に貢献するとともに、環境と調和する農林水産業の振興を図ることを目的として設立 |
| 主な沿革 | 平成3年3月 財団法人東京都農林水産業後継者育成財団と社団法人東京都野菜価格安定資金協会を統合して設立 平成10年4月 財団法人東京都森林整備公社と統合 平成22年4月 公益法人制度に基づく公益財団法人に移行 |
| 事業の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業の担い手の確保・育成、経営基盤の強化に向けた支援など農業の振興 ・ 分収林など森林整備、森林循環の促進、林業経営の支援など林業の振興 ・ 緑の募金及び緑化の推進 ・ 環境と調和した農林水産業の振興 ・ 農林水産業についての都民等への情報提供、普及啓発 ・ 農林水産業に関する調査・試験研究及び成果還元、並びに農林水産資源の拡大 ・ 東京都立食品技術センターの管理・運営（令和2年度まで） |
| 所在地 | 東京都立川市富士見町三丁目8番1号 |

| | | |
|-----------------------|---|---|
| 組 織 | 事務局（5 課）及び農林総合研究センター【食品技術センター含む（令和 2 年度まで）】 | |
| 人 員 | 役員 10 名（理事長 1 名、理事 7 名、監事 2 名、うち常勤 2 名、非常勤 8 名） 職員 224 名 | |
| 都 と の 関 係 | 出えん | 基本財産 11 億 8,748 万円のうち、0 円 |
| | 基金への出えん （表 1） | 49 億 3,063 万余円（令和 2 年度末残高） 56 億 7,421 万余円（令和 3 年度末残高） |
| | 補助金（表 2） | 9 億 606 万余円（令和 2 年度交付額） 9 億 9,921 万余円（令和 3 年度交付額） |
| | 貸付金（表 3） | 3 億 9,308 万余円（令和 2 年度末残高） 3 億 5,867 万余円（令和 3 年度末残高） |
| | 事業の委託 （表 4） | 16 億 3,191 万余円（令和 2 年度委託料） 15 億 3,527 万余円（令和 3 年度委託料） |
| | 経常収益に占める都からの収益 （表 5） | 経常収益 37 億余円のうち、33 億余円（90.1%） |
| | 財産の貸付 （表 6）（注） | 土地（31,299.37 m ² ）及び建物（24,576.99 m ² ）を有償貸付（減額） |
| | 職員の派遣等 （注） | 常勤役員 1 名、常勤職員 120 名を都から派遣 常勤職員 3 名が都退職者 |
| | 東京都政策連携 団体等 | 都は団体を東京都政策連携団体に指定し、財政・事業運営の指導監督を行っている。 |
| | 経営目標の 達成状況に 係る評価結 果 | 令和 2 年度：B 令和 3 年度：B |
| | 公の施設の管理 運営（表 7） | 1 億 258 万余円（令和 2 年度指定管理料） |
| 指定管理者 運営状況評 価 | 令和 2 年度：A | |

（注）上記数値等は令和 4 年 3 月 31 日現在

(表1) 出えん金 (取崩し型) 残高

(単位：百万円)

| 出えん金名 (基金名) | 令和元年度 末残高 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|------------------------|--------------|-------|-------|-----------|-------|-------|-----------|
| | | 出えん額 | 取崩し額等 | 年度末 残高 | 出えん額 | 取崩し額等 | 年度末 残高 |
| 分収林経営安定基金(第Ⅲ期) | | 207 | 45 | 161 | — | 31 | 130 |
| 花粉の少ない森づくり基金 | 1,021 | 604 | 580 | 1,045 | 578 | 596 | 1,026 |
| 生産緑地買取・活用支援基金 | — | 2,000 | — | 2,000 | 1,000 | 0 | 3,000 |
| 農家認証取得支援基金 | 58 | — | 4 | 53 | — | 53 | 0 |
| 水産認証取得支援基金 | 31 | — | — | 31 | — | 31 | 0 |
| 森林認証取得支援基金 | 70 | — | 14 | 55 | — | 55 | 0 |
| にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業基金 | 761 | — | 150 | 611 | — | — | 611 |
| 木の街並み創出事業基金 | 500 | — | 28 | 471 | — | 65 | 405 |
| 中・大規模建築物の木造木質化設計支援事業基金 | | 500 | 0 | 500 | — | — | 500 |
| 合計 | 2,442 | 3,335 | 847 | 4,930 | 1,578 | 834 | 5,674 |

(注1) 基金運用益等を記載していないため、当年度末残高は、前年度末残高＋出えん額－取崩し額等とならない場合がある。

(表2) 補助金の交付状況

(単位：千円)

| 補助金名 | 根拠 | 補助対象 (補助率) | 交付額 | | |
|----------------------|--------------------------|--------------------------------------|---------|---------|---------|
| | | | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| 公益財団法人東京都農林水産振興財団補助金 | 公益財団法人東京都農林水産振興財団補助金交付要綱 | 財団の管理運営に要する経費(補助率：10/10) | 238,611 | 292,049 | 306,771 |
| 東京都農林水産業普及啓発事業補助金 | 東京都農林水産業普及啓発事業補助金交付要綱 | 農林水産業の普及啓発事業に要する経費(補助率：10/10) | 51,987 | 56,651 | 59,257 |
| 東京農業情報発信事業費補助金 | 東京農業情報発信事業費補助金交付要綱 | 無料情報誌作成及び農業情報PR等に要する経費(補助率：10/10) | 23,882 | 12,609 | 4,468 |
| 東京都農地保有合理化事業費補助金 | 東京都農地保有合理化事業費補助金交付要綱 | 農地集積をするための農地売買等の支援等に要する経費(補助率：10/10) | 3,793 | 3,753 | 486 |

| 補助金名 | 根拠 | 補助対象 (補助率) | 交付額 | | |
|-------------------------------|-----------------------------------|---|---------|---------|---------|
| | | | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| 生産緑地買取・活用支援事業費補助金 | 生産緑地買取・活用支援事業費補助金交付要綱 | 生産緑地買取等に関する事務事業に要する経費（補助率：10/10） | | 2,155 | 1,960 |
| 広域食育推進民間活動支援事業費補助金 | 広域食育推進民間活動支援事業費補助金交付要綱 | 食育推進民間団体が行う取組に要する経費を助成する事業に要する経費（補助率：1/2） | | | 9,940 |
| 東京都畜産振興総合対策事業費補助金 | 東京都畜産振興総合対策事業費補助金交付要綱 | ①肉用子牛生産者補給金制度に係る生産者積立金（補助率：1/4） ②肉用子牛生産者補給金制度及び肉用牛肥育経営安定対策事業の円滑・適正な運営を図るための嘱託員の雇用に要する経費（補助率：10/10） | 2,898 | 3,330 | 3,337 |
| TOKYO Xブランド強化支援事業費補助金 | TOKYO Xブランド強化支援事業費補助金交付要綱 | 生産者指導體制の強化に要する経費（補助率：10/10） | 5,087 | 4,593 | 5,429 |
| 青梅畜産センター事業費補助金 | 青梅畜産センター事業費補助金交付要綱 | 青梅畜産センター事業の管理運営に要する経費（補助率：10/10） | 138,668 | 179,981 | 244,881 |
| 有機農業堆肥センター事業費補助金 | 有機農業堆肥センター事業費補助金交付要綱 | 有機農業堆肥センター事業の管理運営に要する経費（補助率：10/10） | 36,223 | 40,475 | 41,687 |
| 公益財団法人東京都農林水産振興財団に対する施設管理費補助金 | 公益財団法人東京都農林水産振興財団に対する施設管理費補助金交付要綱 | 青梅畜産センター運営事業及び有機農業堆肥センター運営事業を実施するために、東京都に対して支払う施設管理費に要する経費（補助率：10/10） | 7,596 | 6,112 | 14,385 |
| チャレンジ農業支援事業費補助金 | チャレンジ農業支援事業費補助金交付要綱 | 農業者等が行う農業経営の新たな取組に要する経費（補助率：10/10） | 10,740 | 35,658 | 16,750 |
| 東京都野菜供給確保対策事業費補助金 | 東京都野菜供給確保対策事業費補助金交付要綱 | 野菜価格下落時の生産者補給資金造成等に要する経費（補助率：7/10・5/10） | 2,355 | 1,596 | 1,609 |
| 東京都地域特産野菜供給確保対策事業費補助金 | 東京都地域特産野菜供給確保対策事業費補助金交付要綱 | ①野菜価格下落時の生産者補給資金造成等に要する経費（補助率：1/2） ②地域特産野菜供給確保対策事業費に要する経費（定額） | 756 | 255 | 467 |

| 補助金名 | 根拠 | 補助対象 (補助率) | 交付額 | | |
|----------------------------|--------------------------------|--|--------|--------|--------|
| | | | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| 東京都青年農業者確保育成推進事業費補助金 | 東京都青年農業者確保育成推進事業費補助金交付要綱 | 就農支援・相談等に要する経費（補助率：10/10） | 3,720 | 3,109 | 2,836 |
| 東京都女性・青年農業者育成対策事業費補助金 | 東京都女性・青年農業者育成対策事業費補助金交付要綱 | 就農コンシェルジュの設置、指導農業士等による研修、学生等への東京農業のPRに要する経費（補助率：10/10） | 7,579 | 7,307 | 5,845 |
| 東京農業アカデミー八王子研修農場事業費補助金 | 東京農業アカデミー八王子研修農場事業費補助金交付要綱 | 東京農業アカデミー八王子研修農場事業を実施するために要する経費（補助率：10/10） | | 76,863 | 87,498 |
| 森林循環促進事業補助金 | 森林循環促進事業補助金交付要綱 | 森林循環促進事業に要する経費（補助率：10/10） | 33,773 | 32,933 | 44,303 |
| 東京都森林整備補助金（森林施業造林） | 東京都森林整備補助事業実施要領 | 民有林における森林整備に要する経費（補助率：40/100～58/100） | 90,856 | 72,497 | 74,549 |
| 林業労働力総合対策事業費補助金 | 林業労働力総合対策事業費補助金交付要綱 | 林業労働力総合対策事業を実施するために要する経費（補助率：10/10） | 27,657 | 35,358 | 57,919 |
| 林業事業体のレベルアッププロジェクト事業費補助金 | 林業事業体のレベルアッププロジェクト事業費補助金交付要綱 | 林業事業体のレベルアッププロジェクトに要する経費（補助率：10/10） | 15,801 | 20,689 | |
| 多摩産材生産拡大支援事業費補助金 | 多摩産材生産拡大支援事業費補助金交付要綱 | 多摩産材生産拡大支援事業を実施するために要する経費（補助率：10/10） | 170 | 346 | |
| 多様な林業経営モデル創出事業費補助金 | 多様な林業経営モデル創出事業費補助金交付要綱 | 多様な林業経営モデル創出事業に要する経費（補助率：10/10） | 2,881 | 5,070 | |
| 東京の森林を支える未来の担い手育成支援事業補助金 | 東京の森林を支える未来の担い手育成支援事業補助金交付要綱 | 東京都緑の少年団活動等に要する経費（補助率：10/10） | 1,121 | 853 | 929 |
| 木の街並み創出事業事務費補助金 | 木の街並み創出事業事務費補助金交付要綱 | 木の街並み創出事業を実施するために必要な経費（補助率：10/10） | 302 | 1,291 | 3,696 |
| 農林水産物認証取得支援事業補助金 | 農林水産物認証取得支援事業補助金交付要綱 | 農林水産物認証取得管理運営等に要する経費（補助率：10/10） | 8,138 | 7,837 | 6,873 |
| 中・大規模建築物の木造木質化設計支援事業事務費補助金 | 中・大規模建築物の木造木質化設計支援事業事務費補助金交付要綱 | 中・大規模建築物の木造木質化設計支援事業を実施するために要する経費（補助率：10/10） | | 1,707 | 2,238 |

| 補助金名 | 根拠 | 補助対象 (補助率) | 交付額 | | |
|--------------------------------------|--|--|---------|---------|---------|
| | | | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| にぎわい施設 で目立つ多摩 産材推進事業 事務費補助金 | にぎわい施設 で目立つ多摩 産材推進事業 事務費補助金 交付要綱 | にぎわい施設で目立つ 多摩産材推進事業の実 施に要する経費（補助 率：10/10） | 1,544 | 974 | 1,088 |
| 合計 | | | 716,148 | 906,061 | 999,211 |

(表3) 貸付金残高

(単位：千円)

| 貸付金名 | 令和元年度 末残高 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|-----------------------------------|--------------|-------|--------|-----------|-------|--------|-----------|
| | | 借入額 | 償還額 | 年度末 残高 | 借入額 | 償還額 | 年度末 残高 |
| 公益財団法人東京都農林水産振興財団に対する貸付金 (分収林) | 404,986 | 7,717 | 46,206 | 366,496 | 3,357 | 31,627 | 338,227 |
| 就農支援資金東京都貸付金 | 32,836 | — | 6,321 | 26,515 | — | 6,066 | 20,449 |
| 林業就業促進資金 東京都貸付金 | 159 | — | 87 | 72 | — | 72 | — |
| 合計 | 437,981 | 7,717 | 52,614 | 393,083 | 3,357 | 37,765 | 358,676 |

(表4) 主な委託事業

(単位：千円)

| 事業名 | 委託料 | | |
|---|-----------|-----------|-----------|
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| チャレンジ農業支援事業 | 36,881 | 51,813 | 59,324 |
| 東京農業の支え手育成支援事業 | 10,910 | 10,210 | |
| 東京広域援農ボランティア事業 | | | 19,399 |
| 江戸東京野菜生産流通拡大事業（江戸東京野菜の主要品目拡大に関する試験研究業務委託） | 7,137 | 7,142 | 7,142 |
| 東京農業先進技術活用プロジェクト（試験研究業務委託） | 13,189 | | |
| 東京型スマート農業プロジェクト | | 145,593 | 238,359 |
| 苗木生産供給事業 | 256,159 | 179,221 | 207,844 |
| 東京都農林総合研究センター試験研究及び管理運営等業務 | 553,575 | 698,345 | 543,245 |
| 採種園・採穂園の育成管理及び種子採取業務等 | 3,485 | 3,010 | 2,946 |
| 優良大径材の生産に係る調査、試験及び管理業務 | 7,719 | 14,478 | 22,762 |
| 都行造林事業 | 42,292 | 44,993 | 30,116 |
| とうきょう林業サポート隊運營業務 | 51,586 | 51,003 | 52,438 |
| 伐採・搬出技術者育成研修業務 | | | 46,897 |
| 多摩産材情報センター事業 | 31,589 | 36,692 | 40,630 |
| 多摩産材等の魅力発信拠点（仮称）整備・運營業務 | | 86,738 | |
| 国産木材の魅力発信拠点 MOCTION 運營業務 | | | 53,254 |
| 都有保健保安林の利用調整等業務 | 999 | 999 | 445 |
| 東京都GAP（注）推進事業 | 2,094 | 1,835 | 8,678 |
| 水産振興に係る種苗生産事業 | 193,264 | 196,884 | 201,784 |
| 下水汚泥焼却灰の肥料効果調査 | — | 860 | — |
| 合計 | 1,210,880 | 1,529,824 | 1,535,271 |

(注) G A Pとは、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のことである。また、東京都G A Pは、農林水産省の「農業生産工程管理（G A P）の共通基盤に関するガイドライン」に完全準拠したもので、都では、農家の認証取得を推進している。

(表5) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位: 百万円、%)

| 科目 | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|-----------|-------|------|-------|------|-------|------|
| | | 構成比 | | 構成比 | | 構成比 |
| 合計 | 3,250 | 100 | 3,842 | 100 | 3,746 | 100 |
| 都からの収益 | 2,909 | 89.5 | 3,504 | 91.2 | 3,378 | 90.2 |
| 受取補助金 | 714 | 22.0 | 901 | 23.5 | 998 | 26.6 |
| 受取補助金等振替額 | 4 | 0.2 | 2 | 0.1 | 4 | 0.1 |
| 受取基金振替額 | 860 | 26.5 | 966 | 25.2 | 840 | 22.4 |
| 受託収益 | 1,312 | 40.4 | 1,632 | 42.5 | 1,535 | 41.0 |
| 他の収益 | 356 | 11.0 | 337 | 8.8 | 368 | 9.8 |
| 公益目的事業会計 | 3,012 | 92.7 | 3,554 | 92.5 | 3,453 | 92.2 |
| 都からの収益 | 2,689 | 82.7 | 3,248 | 84.5 | 3,105 | 82.9 |
| 受取補助金 | 513 | 15.8 | 648 | 16.9 | 728 | 19.4 |
| 受取補助金等振替額 | 2 | 0.1 | 0 | 0.0 | 1 | 0.0 |
| 受取基金振替額 | 860 | 26.5 | 966 | 25.2 | 840 | 22.4 |
| 受託収益 | 1,312 | 40.4 | 1,632 | 42.5 | 1,535 | 41.0 |
| 他の収益 | 323 | 9.9 | 306 | 8.0 | 347 | 9.3 |
| 収益事業等会計 | 38 | 1.2 | 35 | 0.9 | 25 | 0.7 |
| 都からの収益 | 8 | 0.3 | 9 | 0.2 | 10 | 0.3 |
| 受取補助金 | 6 | 0.2 | 6 | 0.2 | 7 | 0.2 |
| 受取補助金等振替額 | 2 | 0.1 | 2 | 0.1 | 3 | 0.1 |
| 他の収益 | 29 | 0.9 | 26 | 0.7 | 15 | 0.4 |
| 法人会計 | 199 | 6.1 | 251 | 6.5 | 267 | 7.1 |
| 都からの収益 | 195 | 6.0 | 246 | 6.4 | 262 | 7.0 |
| 受取補助金 | 195 | 6.0 | 246 | 6.4 | 262 | 7.0 |
| 他の収益 | 4 | 0.1 | 4 | 0.1 | 5 | 0.1 |

(注) 団体の会計は、公益事業に係る収支を公益目的事業会計、生産安定対策事業に係る収支を収益事業等会計、管理部門に係る収支を法人会計に区分している。

(表6) 公有財産の貸付状況

(単位：㎡、千円)

| 分類 | 施設名 | 目的 | 種類 | | | 使用料 (年額) |
|------|---------------------|--------------------------------|-----------|-----------|-----|-------------|
| | | | 土地 | 建物 | 工作物 | |
| 行政財産 | 青梅貯木場 | 貯木場整備用地として使用するため | 13,540.33 | - | - | 13,762 |
| | 東京都青梅合同庁舎 | 団体（花粉対策室等）の事務室 | - | 166.87 | - | 1,460 |
| | 青梅畜産センター | 青梅畜産センター事業及び有機農業堆肥センター事業に供するため | 2,135.88 | 13,307.95 | - | 3,882 |
| | 有機農業堆肥センター | 青梅畜産センター事業に供するため | - | 2,318.00 | - | 1,953 |
| | 青梅庁舎 | 青梅畜産センター事業に供するため | - | 7,898.50 | - | 8,549 |
| | 東京都農林総合研究センター立川庁舎本館 | 団体（本部）の事務室 | - | 505.34 | - | 4,090 |
| 普通財産 | 八王子研修農場 | 八王子研修農場事業に供するため | 15,623.16 | - | - | 2,688 |
| | 八王子研修農場研修棟 | | - | 187.61 | - | 2,170 |
| | 八王子研修農場作業棟 | | - | 192.72 | - | 1,918 |
| | 八王子研修農場パイプハウス | | - | - | 2棟 | 1,337 |
| | 八王子研修農場燃料庫 | | - | - | 1棟 | 39 |

(注) 東京都行政財産使用料条例（昭和39年東京都条例第26号）第5条第2項に基づき減免（土地は30%、建物は50%それぞれ減額）している。

(表7) 公の施設の管理運営状況

(単位：千円)

| 施設名 (所在地) | 指定管理期間 | 指定管理料 | | |
|--|-----------------------|---------|---------|-------|
| | | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| 東京都立食品技術センター (東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地、東京都産業労働局秋葉原庁舎内) | 平成28.4.1 ～令和3.3.31 | 102,089 | 102,581 | |

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

本監査では、公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）の補助対象事業について、主に、補助等の目的に沿って適正かつ効果的に事業が行われているか、補助金等に係る会計経理等は、適正に行われているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

(1) 事業実績

財団の設立目的は、東京都内の農林水産業の担い手の確保・育成、経営基盤の強化、森林整備、試験研究の推進と成果の還元、農林水産資源の拡大などを通じて、食と緑に関する都民生活の向上に貢献するとともに、環境と調和する農林水産業の振興を図ることとされている。

東京の農林水産業が抱える問題には、高齢化や後継者不足、農地の減少、木材価格の低迷等による林業の衰退や健全な森林循環の停滞等、多様である。財団は、こうした厳しい状況に直面する都内の農林漁業者等に対して、様々な事業を通じて農林水産業の振興に向けた支援を実施している。

これに対し、都は、東京都政策連携団体である財団に対して補助金の交付、資金の貸付け、出えんによる資金的支援を行っている。

こうした資金支援により行われた主な事業内容は以下のとおりである。

農業分野としては、担い手の確保育成と経営基盤の強化を中心とした支援策が行われており、令和2年度に開校した「東京農業アカデミー八王子研修農場」からは、一期生として4人が卒業し都内で独立就農している。

林業分野としては、林業労働力確保や森林保全・整備及び森林循環の促進のための支援策が行われており、令和2年度からは、中・大規模木造木質化設計支援事業が始まり、オフィスビルや商業施設等において、多摩産材及び国産木材を一定以上使用する場合、木造木質化を実現するための設計・施工に係る経費の助成が行われている。

畜産分野としては、「トウキョウX」、「東京しゃも」、「東京うこっけい」等の生産・配付及び飼育・安全衛生管理対策等の技術指導等や肉用子牛価格等の安定化対策が行われている。

また、東京の農林水産総合webサイト「とうきょうの恵み TOKYO GROWN」や無料情報誌「東京の農林水産」による都民等への情報発信、普及啓発が行われている。

この他、東京都食品技術センターについては、地方独立行政法人東京都産業技術研究センターに統合される前の令和2年度まで、財団は指定管理者として運営を行っていた。

今後とも、局及び財団は、都内農林水産業の担い手となる後継者の確保育成や振興発展のため、効果的な補助対象事業等の取組を推進していくことが望まれる。

2 指摘事項

(1) 団体

ア 生産品の売上現金の管理を適正に行うべきもの

財団は、有機農業堆肥センターにおいて、家畜ふん及び剪定枝チップを原料として堆肥を生産し、表8のとおり、優良堆肥として1トン当たり8,000円で配付しており、有機農業堆肥センターの窓口において代金を現金で収受している。

この事業については、事業費補助により収支差額の10割を都から交付されている。

ところで、有機農業堆肥センターでは、堆肥の生産量、販売量、販売金額を帳簿に記載して管理しているものの堆肥は袋詰めされずに山積で保管されているほか、水分の蒸発等によっても在庫の重量が変動することから、棚卸により在庫の重量を厳密に把握することは実務上、不可能であり、在庫の減少と現金の増加を紐づけて売上現金の管理をすることができないとしている。本来は、棚卸により在庫の管理をすべきであるが、有機農業堆肥センターは、堆肥の配付に当たり農家等から徴する堆肥購入承諾書及び申込書、領収書控え、売上現金により売上が認識し、これらの管理を同一部署において行っている。

この場合、少なくともあらかじめ領収書に連番を付し、その番号を管理することにより、売上があったことを漏れなく認識できる仕組みとすべきところである。

しかしながら、有機農業堆肥センターは領収書の連番管理を行っておらず、適正でない。

財団は、領収書の連番管理を行うなどして、生産品の売上現金の管理を適正に行われたい。

(公益財団法人東京都農林水産振興財団)

(表8) 現金による堆肥の配付に係る売上現金

(単位：件、トン、円)

| | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|---------|-------|-------|-----------|-------|-------|-----------|
| | 件数 | 数量 | 金額 | 件数 | 数量 | 金額 |
| 4月 | 0 | 0 | 0 | 78 | 36.7 | 293,600 |
| 5月 | 0 | 0 | 0 | 101 | 33.0 | 264,000 |
| 6月 | 106 | 55.8 | 446,400 | 76 | 31.6 | 252,800 |
| 7月 | 52 | 37.5 | 300,000 | 69 | 35.5 | 284,000 |
| 8月 | 56 | 39.9 | 319,200 | 0 | 0 | 0 |
| 9月 | 72 | 38.4 | 307,200 | 102 | 30.8 | 246,400 |
| 10月 | 72 | 34.6 | 276,800 | 80 | 29.6 | 236,800 |
| 11月 | 43 | 25.1 | 200,800 | 13 | 6.3 | 50,400 |
| 12月 | 62 | 25.4 | 203,200 | 0 | 0 | 0 |
| 1月 | 82 | 34.7 | 277,600 | 92 | 35.7 | 285,600 |
| 2月 | 71 | 36.2 | 289,600 | 71 | 37.2 | 297,600 |
| 3月 | 95 | 36.7 | 293,600 | 104 | 38.9 | 311,200 |
| 合計 | 711 | 364.3 | 2,914,400 | 786 | 315.3 | 2,522,400 |
| 1件当たり平均 | | 0.5 | 4,099 | | 0.4 | 3,209 |

イ 支援内容を明確に区分できる資料に基づき交付決定を行うべきもの

財団では、チャレンジ農業支援センター（以下「センター」という。）を設置し、チャレンジ農業支援事業（以下「事業」という。）を実施している。その支援内容には専門家派遣、助成等がある。この事業は、農業経営において農業者の稼ぐ力を高めるための新たな取組の前半をセンターによる専門家派遣によって、後半を助成によってそれぞれ支援する形で行われている。

専門家派遣では、センターのスタッフが農業者等からの相談を受け、問題解決のためのサポートを行い、相談内容に応じた専門家の派遣をしている。一方、助成の内容は表9のとおりとなっており、都からのチャレンジ農業支援事業費補助金が助成金の財源となっている。

この事業に対する農業者等からのニーズは、WEBサイトの作成による販売促進が中心となっている。WEBサイトの作成に当たっては、センターより派遣された専門家からWEBサイトのデザインや構成等、留意すべき点の提案を受けた後、助成を活用してWEBサイト作成のための委託契約を結んでいる場合が多い。

この事業に当たっては、専門家による支援の成果とこれを元に行われる委託の成果の一部が重複する可能性があり、その場合、専門家に対する報償費と委託に対する助成金が支出されることで、同一の成果に対して二重に金銭的支援が行われることを防止するため、それぞれの成果を明確に区分して把握する必要がある。このため、それぞれの成果を明確に示した資料を備えることが成果の重複状況を比較検証するに当たって必要になる。

そこで、専門家派遣を利用した助成金申請者の交付決定に関する資料を確認したところ専門家から提出された支援内容が記載されたレポートが添付されていないケースやレポート等の記載内容が助成を受けるに当たっては不十分なケースがあるため、専門家による支援の成果と委託の成果の区分が明確でない例が多数認められた。このため、WEBサイトの作成については、助成金の交付決定に係る審査担当者がその当否を添付資料によって判断することができない状況となっている。

財団は、専門家派遣と助成対象業務に対する支援内容を明確に区分できる資料に基づき交付決定を行われたい。

（公益財団法人東京都農林水産振興財団）

(表9) チャレンジ農業支援事業費助成金の概要

| 実施年度 | 助成目的 | 助成対象者 | 助成対象経費 | 助成率等 |
|-----------------|--|---|---|---|
| 令和2年度 令和3年度 | 都内で農業を営む農業者等が行う都内産農産物に関する農業経営の新たな取組への支援 | ●センターによる専門家派遣を受けた都内で農業を営む以下の者 ・農業者（就農が確実な者も含む。） ・農業者が構成するグループや団体 ●その他知事が認めた者 | ●都内産農産物の販売促進 ・イベント開催、出展 ・広告、PR、デザイン制作 ・ホームページ等開設 ・調査 ●都内産農産物の商品開発 ・商品開発・製造 ・分析 ●その他知事が認めたもの | ●助成率 2分の1以内 ●助成額の範囲 150千円以上 2,500千円以下 |
| 令和2年度 【緊急対策】 | 新型コロナウイルスによる社会情勢の変化に対して都内農業者等が行う新たな販路の開拓のためのEコマース等への出店への支援 | ●都内で農業を営む以下の者 ・農業者 ・農業を営む農業者が構成するグループや団体 | ●Eコマース等への出店経費 ・契約に伴う手数料等 ・WEBデザイン作成・改修経費 ・マルシェ開設費用等 | ●助成率 5分の4以内 ●助成額の上限 都内で農業を営む ・農業者 1,000千円 ・農業者が構成するグループや団体 2,000千円 |

(2) 局

ア 分収林契約に係る解約契約を適切に見直し主伐事業へ移行するよう指導すべきもの

分収林制度は、分収造林特別措置法（昭和33年法律第57号）に基づく森林保全のための制度であり、森林所有者が造林者と契約し、造林者が森林の手入れを行っている。伐採に適した樹齢となった立木^{りゅうぼく}を伐採し（以下「主伐」という。）、その収益を両者で分配することになる。都においては、平成元年度から導入され、平成12年度から現状の森林所有者と造林者となる財団による二者分収育林契約となり、都等からの借入金により契約対象林の育成管理を行った。しかしながら、木材価格の低迷と人件費の高騰により主伐・搬出の費用が木材の売却予定価格を上回るため、事業の収支予測が悪化し、新規契約は平成18年度に終了している。また、都等からの借入金等を返済し育成管理費用を賄うため、財団は、平成23年度から、5年ごとに都の出えんを受けて分収林経営安定基金を造成し、毎年度取り崩して対応している。

なお、契約満了時に不採算となることが懸念されたことから、局は、最初の契約が満了となる平成22年度に、東京都分収林事業対策検討委員会において、収支が不採算であると算定された場合は、契約当事者の合意の上で立木のまま森林所有者へ無償譲渡する方針を定め、財団に対し、この方針に従って契約満了時の収支を算定し、処理を進めるよう指導している。

一方で、都内の森林は都の面積の4割を占めるが、

- ①各森林所有者の規模は面積5ha以下と小さく、急傾斜地に存在している。
- ②戦後に造林された森林の利用が進まないため、7割が伐採に適した林齢に偏っている（注1）。
- ③花粉飛散量が多いスギ・ヒノキである。

という特徴がある。そこで、都は、総合的花粉対策として平成18年度から森林循環促進事業（主伐等）（以下「主伐事業」という。）により花粉削減と合わせて林業の再生を図ることとした。（注2）。この事業は、伐採に適した森林の主伐を実施し、市場へ出荷すること、また、伐採後に

花粉飛散量が少ない樹種の造林を行っていくことで、森林循環（注3）を促すものである。その際、主伐・搬出の費用を5分の1とみなして立木利益を算定し森林所有者から買い取るため森林所有者にとってメリットがあり、主伐を促進する仕組みとなっている。財団は、都の森林循環促進事業補助及び出えんを受けて造成した花粉の少ない森づくり基金をもとに、この事業を実施しており、収支差額についても都の出えんにより補てんされる。

ところで、令和3年度に期間が満了した分収林契約4か所について見たところ、令和2年度の調査によりいずれも不採算であったため、立木のまま所有者へ無償譲渡していた。その際、解約契約書第4条第2項に、返還後5年間は前出の主伐事業の適用を申請することができないと定めていることが認められた。

その結果、一方では花粉対策としての主伐事業による森林循環を推進しながら、他方では、分収林契約の解約により、主伐による森林循環の仕組みから除かれるという矛盾が生じている。

令和4年度以降に契約満了となる54か所（表10）は、これまで処理した林よりも採算面の条件が悪く、局は、人件費を考慮しなくても、木材単価が3倍程度まで高騰しなければ採算が見込めないとしている（注4）。また、表11のとおり、局は令和2年度から6年度までの契約満了の対象林についてすべて不採算と見込んでおり、さらに、その他の対象林についても採算面の条件が悪いこと、過去に分収を行った事例が皆無であることを考えあわせれば、現行の処理方針に基づき、54か所の合計197,92haについて立木を無償譲渡する判断を契約満了時まで先送りする特段の理由は見当たらない。

分収林契約については、現実には、両者合意により分収せずに契約満了としており、主伐事業へ移行した方が、総合的花粉対策及び林業の再生という行政目的にかなう。

局は、分収林事業について方針を見直した上で、財団に対し、分収林契約に係る解約契約を適切に見直し、主伐事業へ移行するよう指導されたい。

（産業労働局）

（注1）平成31年時点の多摩地域における民有林の樹齢構成は、51年生以上である11齢級の木が7割を占めている。（産業労働局HP）

（注2）長期に渡る木材価格の低迷により、林業及び林産業の採算性が著しく低下した結果、伐採及び造林が停滞し、若い森林が極端に少なくなり、高齢林分の増加により、スギ花粉飛散量の増大や二酸化炭素吸収能力の低下が問題となった。そのため、スギ花粉症対策主伐事業を実施した結果、平成18年から26年度末までに249haの造林が実施された。（産業労働局HP）

（注3）森林の伐採、利用、植栽、保育を適切に繰り返す循環

（注4）日本不動産研究所の調査によると、山元立木価格（1m³当たり）は、平成3年のスギ1万1,246円、ヒノキ2万7,990円であった。その後、緩やかな下げ幅で

推移したものの、平成10、11年には大きく下落し、平成15年では、それぞれ2,000円と1万3,000円となり、平成3年と比較してみるとスギは8割、ヒノキは5割以上も下落していた（平成16年次以降の都の山元立木価格が公表されていない。）。（産業労働局HP）

(表10) 契約満了年度別契約状況（令和4年度以降）

(単位：件、ha)

| 項目 | 年度 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|--------|
| 二者育林 | 箇所数 | 4 | 8 | 5 | 6 | 10 | 5 | 1 | 2 |
| | 面積 | 9.43 | 27.50 | 10.48 | 29.82 | 28.94 | 15.90 | 0.97 | 16.91 |
| 二者造林 | 箇所数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 面積 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 三者育林 | 箇所数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 面積 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 合計 | 箇所数 | 4 | 8 | 5 | 6 | 10 | 5 | 1 | 2 |
| | 面積 | 9.43 | 27.50 | 10.48 | 29.82 | 28.94 | 15.90 | 0.97 | 16.91 |
| 項目 | 年度 | R12 | R13 | R14 | R18 | R26 | R28 | R29 | 合計 |
| 二者育林 | 箇所数 | 2 | 1 | 1 | 2 | 1 | 0 | 0 | 48 |
| | 面積 | 10.98 | 8.78 | 8.43 | 10.86 | 5.54 | 0.00 | 0.00 | 184.54 |
| 二者造林 | 箇所数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 4 | 6 |
| | 面積 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 6.77 | 6.61 | 13.38 |
| 三者育林 | 箇所数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 面積 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 合計 | 箇所数 | 2 | 1 | 1 | 2 | 1 | 2 | 4 | 54 |
| | 面積 | 10.98 | 8.78 | 8.43 | 10.86 | 5.54 | 6.77 | 6.61 | 197.92 |

※ 二者とは所有者及び財団、三者とは所有者、造林者、費用負担者

(表11) 契約満了対象林（令和2年度から令和6年度）の売却予定損益(※)（単位：千円）

| 対象契約満了年度 | 項番 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 三者分収林 | 総合計 |
|----------|----|----------|----------|----------|----------|----------|-----------|-----------|
| 売却予定損益 | 1 | △ 1,042 | △ 4,764 | △ 9,106 | △ 9,846 | △ 11,154 | △ 62,630 | △ 319,466 |
| | 2 | △ 1,459 | △ 14,567 | △ 1,699 | △ 28,894 | △ 6,058 | △ 110,169 | |
| | 3 | △ 10,123 | △ 2,156 | △ 2,462 | △ 2,114 | △ 2,271 | | |
| | 4 | △ 6,894 | △ 3,703 | △ 10,623 | △ 2,928 | △ 1,244 | | |
| | 5 | △ 1,299 | | | △ 3,555 | △ 997 | | |
| | 6 | | | | △ 1,388 | | | |
| | 7 | | | | △ 4,729 | | | |
| | 8 | | | | △ 1,578 | | | |
| 各年度合計 | | △20,819 | △25,191 | △23,892 | △55,036 | △21,726 | △172,799 | |

※ 局は5年ごとに不足見込額を出捐しており、その際に5年間の契約満了対象林について再評価している。

第4 運営状況の概要

1 運営状況

(1) 事業実績

ア 補助対象事業（詳細は「参考資料」のとおり）

（単位：千円）

| 事業名 | | 実績 | | |
|-----|------------------------|---------|---------|---------|
| | | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| 1 | 財団の運営 | 238,611 | 292,049 | 306,771 |
| 2 | 農林水産業普及啓発事業 | 51,987 | 56,651 | 59,257 |
| 3 | 東京農業情報発信事業 | 23,882 | 12,609 | 4,468 |
| 4 | 農地保有合理化事業 | 3,793 | 3,753 | 486 |
| 5 | 生産緑地買取・活用支援事業 | — | 2,155 | 1,960 |
| 6 | 広域食育推進民間活動支援 | — | — | 9,940 |
| 7 | 肉用子牛価格安定対策事業 | 2,898 | 3,330 | 3,337 |
| 8 | TOKYOX ブランド強化支援 | 5,087 | 4,593 | 5,429 |
| 9 | 青梅畜産センター事業 | 138,668 | 179,981 | 244,881 |
| 10 | 有機農業堆肥センター事業 | 36,223 | 40,475 | 41,687 |
| 11 | 青梅畜産センター等施設管理 | 7,596 | 6,112 | 14,385 |
| 12 | チャレンジ農業支援事業 | 10,740 | 35,658 | 16,750 |
| 13 | 野菜価格安定対策事業 | 3,111 | 1,851 | 2,076 |
| 14 | 青年農業者就農支援事業 | 3,720 | 3,109 | 2,836 |
| 15 | 女性・青年農業者育成対策 | 7,579 | 7,307 | 5,845 |
| 16 | 東京農業アカデミー事業 | — | 76,863 | 87,498 |
| 17 | 森林循環促進事業（主伐等） | 124,629 | 105,430 | 118,852 |
| 18 | 林業労働力総合対策事業 | 27,657 | 35,358 | 57,919 |
| 19 | 林業事業体のレベルアッププロジェクト事業 | 15,801 | 20,689 | — |
| 20 | 多摩産材生産拡大支援事業 | 170 | 346 | — |
| 21 | 多様な林業経営モデル創出事業 | 2,881 | 5,070 | — |
| 22 | 緑の少年団活動支援事業 | 1,121 | 853 | 929 |
| 23 | 木の街並み創出事業 | 302 | 1,291 | 3,696 |
| 24 | 農林水産物認証取得支援事業（事務費） | 8,138 | 7,837 | 6,873 |
| 25 | 中・大規模木造建築物の木造木質化設計支援事業 | — | 1,707 | 2,238 |
| 26 | にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業 | 1,544 | 974 | 1,088 |

イ 都の貸付金による事業

（単位：千円）

| 事業名 | | 実績 | | |
|-----|--------------|---------|--------|--------|
| | | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| 1 | 分収林事業 | 130,699 | 46,206 | 31,627 |
| 2 | 就農支援資金貸付事業 | 7,207 | 6,321 | 6,066 |
| 3 | 林業就業促進資金貸付事業 | 274 | 87 | 72 |

ウ 都の出えん金による事業

(単位：千円)

| 事業名 | 実績 | | |
|------------------------------|---------|---------|---------|
| | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 |
| 1 分収林事業第Ⅲ期 | — | 45,291 | 31,379 |
| 2 森林循環促進事業（主伐等） | 442,648 | 580,801 | 596,703 |
| 3 生産緑地買取・活用支援基金 | — | — | — |
| 4 農林水産物認証取得支援事業（農家認証） （注） | 16,300 | 4,290 | 5,327 |
| 5 農林水産物認証取得支援事業（水産認証） （注） | 4,807 | — | — |
| 6 農林水産物認証取得支援事業（森林認証） （注） | 14,471 | 14,965 | 13,742 |
| 7 にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業 | 101,245 | 150,000 | — |
| 8 木の街並み創出事業 | — | 28,341 | 65,778 |
| 9 中・大規模木造建築物の木造木質化設計支援事業 | — | — | — |

（注）農林水産物認証取得支援事業については、令和3年度に終了したことから令和3年度末の基金残高を全額、都に返還しており、基金の残額は0円となっている。

2 参考資料

（1）主な補助対象事業の実績

| 事業名 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-------------------|--|---|
| 農林水産業普及啓発事業 | ウェブサイト「TOKYO GROWN」の管理運営など ページビュー数：309万件 | ウェブサイト「TOKYO GROWN」の管理運営など ページビュー数：344万件 |
| 東京農業情報発信事業 | 無料情報誌の作成・配布 15万部作成、2万部配布 | 無料情報誌の配布 12万部 |
| 農地保有合理化事業 | 年度末保有農用地等：1件 | 年度末保有農用地等：1件 |
| 生産緑地買取・活用支援事業 | 買取支援：0件 | 買取支援：0件 |
| 広域食育推進民間活動支援 | — | 補助金交付：15件 |
| 肉用子牛価格安定対策事業 | 生産者積立金対象頭数 黒毛和種：53頭 交雑種：3頭 | 生産者積立金対象頭数 黒毛和種：65頭 |
| TOKYOXブランド強化支援 | 生産者への技術指導：28件 新規生産者確保対策：4件 | 生産者への技術指導：24件 新規生産者確保対策：9件 |
| 青梅畜産センター事業 | 家畜・家きんの配布 トウキョウX：122頭 東京しゃも：14,033羽 東京うこっけい：15,518羽 | 家畜・家きんの配布 トウキョウX：70頭 東京しゃも：10,252羽 東京うこっけい：13,703羽 |
| 有機農業堆肥センター事業 | 堆肥供給量：364.3トン 視察・研修等受入れ：38人 | 堆肥供給量：319.0トン 視察・研修等受入れ：95人 |
| チャレンジ農業支援事業（助成事業） | 助成実績：57件 | 助成実績：47件 |

| 事業名 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-----------------------|--|---|
| 野菜供給確保対策事業 | 出荷実績 キャベツ：1047.3トン にんじん：126.5トン | 出荷実績 キャベツ：999.1トン にんじん：107.7トン |
| 地域特産野菜供給確保対策事業 | 出荷実績 アシタバ：1.8トン | 出荷実績 アシタバ：1.0トン |
| 青年農業者就農支援事業 | 就農相談活動：327件 意向調査：28名 | 就農相談活動：398件 意向調査：46名 |
| 女性・青年農業者育成対策 | 農業体験研修：27件 農業技術研修：18件 就農コンシェルジュ相談人数：33人 学生等への東京農業PR：3回 | 農業体験研修：23件 農業技術研修：12件 就農コンシェルジュ相談人数：52人 学生等への東京農業PR：7回 |
| 東京農業アカデミー事業 | 研修生：5名 | 研修生：10名(R3.9～9名) |
| 森林循環促進事業（主伐等） | 主伐契約（注）：20.8ha 木材の販売：20,893 m ³ 補植：61.83ha 下刈り：175.78ha 除伐：4.96ha | 主伐契約（注）：25.0ha 木材の販売：21,826 m ³ 補植：69.50ha 下刈り：174.94ha 除伐：11.34ha |
| 林業労働力総合対策事業 | 助成実績 林業機械レンタル：10事業体 宿舍借上げ 新規就労者：8事業体 他県労働力：1事業体 | 助成実績：67経営体 |
| 林業事業体のレベルアッププロジェクト事業 | 助成金事業体数：49事業体 | — |
| 多摩産材生産拡大支援事業 | 助成実績：1事業体 | — |
| 多様な林業経営モデル創出事業 | 助成実績：3事業体 | — |
| 東京の森林を支える未来の担い手育成支援事業 | 緑の少年団経費助成：8団 | 緑の少年団経費助成：5団 |
| 木の街並み創出事業 | 交付決定件数：6件 | 交付決定件数：11件 |
| 農林水産物認証取得支援事業 | 新規補助：2件 維持更新補助：52件 | 新規補助：2件 維持更新補助：56件 |
| 中・大規模木造木質化設計支援事業 | 交付決定件数：0件 | 交付決定件数：2件 |
| にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業 | 交付決定件数：1件 | 交付決定件数：1件 |

(注) 主伐契約とは、財団がスギ等を伐採して、跡地に花粉の少ないスギ等を植林するために、森林所有者と締結する契約を指す。

(2) 主な都の出えん金による事業の実績

| 事業名 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-------------------------------|---|--|
| 分収林事業第Ⅲ期 | 契約満了による処分実績 5か所、11.74ha | 契約満了による処分実績 4か所、13.45ha |
| 森林循環促進事業（主伐等） | 主伐契約：20.8ha 木材の販売：20,893 m ³ 補植：61.83ha 下刈り：175.78ha 除伐：4.96ha | 主伐契約：25.0ha 木材の販売：21,826 m ³ 補植：69.50ha 下刈り：174.94ha 除伐：11.34ha |
| 生産緑地買取・活用支援事業 | 買取支援：0件 | 買取支援：0件 |
| 農林水産物認証取得支援事業（農家認証・水産認証・森林認証） | 新規補助：2件 維持更新補助：52件 | 新規補助：2件 維持更新補助：56件 |
| にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業 | 交付決定件数：1件 | 交付決定件数：1件 |
| 木の街並み創出事業 | 交付決定件数：6件 | 交付決定件数：11件 |
| 中・大規模木造建築物の木造木質化設計支援事業 | 交付決定件数：0件 | 交付決定件数：2件 |

(3) 指定管理者としての実績

| | | |
|-------------------|---------------------|--|
| 施設名 | | 東京都立食品技術センター |
| (1) 件名 | 東京都立食品技術センターの管理運営 | |
| (2) 指定期間 | 平成28年4月1日～令和3年3月31日 | |
| (3) 目的 | 公の施設の管理運営 | |
| (4) 内容 | 所在地 | 東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地 東京都産業労働局秋葉原庁舎内 |
| | 業務内容 | (1) 食品工業技術の普及、指導及び相談に関すること (2) 食品工業技術に関する試験、研究及び調査に関すること (3) 依頼により行う食品工業用の原料及び材料並びに加工食品等の試験並びにその成績証明に関すること (4) 開放試験室の利用公開に関すること (5) 食品製造業者と農林水産業者との連携促進のための相談及び情報提供に関すること (6) センターの施設、設備及び物品の維持管理に関すること (7) センターの使用料及び手数料の徴収 |
| (5) 実績 (件数・金額) | 年度 | 令和2年度 |
| | 手数料 依頼試験 | 202件 102千円 |
| | 使用料 開放試験室試験機器 | 2,625件 428千円 |
| | 技術相談・実地支援 | 832件 |
| (6) 経費 | 年度 | 令和2年度 |
| | 試験研究 | 13,809千円 |
| | 技術支援 | 4,250千円 |
| | 管理運営 | 57,253千円 |
| | 建物維持管理 | 27,268千円 |
| | 計 | 102,581千円 |